

南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、南三陸町生涯学習センターの建設に係る設計者の選考を公募型プロポーザル方式（公募により技術提案を求め、その提案内容及び能力を総合的に比較検討した上で、最も適格と判断される者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続をいう。）により実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の名称

南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計業務委託

3 設計者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 主催及び担当部署

(1) 主催 南三陸町

(2) 担当部署

ア 担当部署：南三陸町建設課

イ 住所：宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

ウ 連絡先：電話 0226-46-1377

ファクシミリ 0226-46-4557

メールアドレス shogaigakushu@town.minamisanriku.miyagi.jp

5 委託業務の内容

(1) 南三陸町生涯学習センター建設に係る設計業務（基本設計及び実施設計）

ア 建設場所：南三陸町志津川字城場地内（図1参照）

イ 施設規模等：南三陸町生涯学習センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）による。

ウ 都市計画等：都市計画区域内

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

（平成25年10月25日決定）

エ 敷地面積：約4,400㎡（図2参照）

オ 駐車場：60台程度（基本設計において台数を決定する。）

(2) 建設予定地の地盤調査業務（敷地内3箇所：図3参照）

(3) 施設建設に当たり必要となる申請及びその他関係機関との協議

6 実施に当たっての基本的事項

- (1) プロポーザルの実施に当たっては、審査委員会を設置し、審査を行う。
- (2) プロポーザルは、本委託業務に適した創造力、技術力を有し、問題解決能力の高い、調整力のある設計者を選定するために行う。

7 プロポーザルにおいて求める提案

プロポーザルでは、次の(1)から(5)までに掲げる事項について提案を求めるものとする。なお、下記以外の項目についても提案を行うことができるものとする。

- (1) 南三陸町の地域状況、敷地の状況を考慮した敷地利用計画案と建物計画案
- (2) 基本構想に定める基本方針及び導入する機能を解釈し、住民等が利用しやすい施設計画案
- (3) 複合施設であることのメリットを生かした可能な限りコンパクトな施設計画案
- (4) 将来の利用の変化にも対応可能な施設計画案
- (5) 維持管理コストの低減に配慮した施設計画案

8 プロポーザル審査委員会の構成及び選定方法

(1) 審査委員

| 区分 | 氏名 | 所属団体 | 摘要 |
|-------|-------|----------------------------|------|
| 学識経験者 | 石井 敏 | 東北工業大学 教授 | 委員長 |
| | 千葉 宇京 | 宮城県立図書館 館長 | 委員 |
| | 古川 隆 | 宮城大学地域連携センター 地域振興事業部 部長 | 委員 |
| 行政 | 最知 明広 | 南三陸町 副町長 | 副委員長 |
| | 佐藤 達朗 | 南三陸町 教育委員会教育長 | 委員 |
| | 三浦 清隆 | 南三陸町 総務課長 | 委員 |
| | 菅原 義明 | 南三陸町 教育委員会生涯学習課長 | 委員 |

(2) 審査委員会の運営方法

審査委員会の運営は、別に定める「南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル審査委員会運営要領」による。

(3) 審査委員会での審査

プロポーザルの審査は、2段階とする。

ア 第1次審査では、参加表明書及び提案書を提出した者の中から、書類審査により5者程度を選定する。

イ 第2次審査では、第1次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした設計者（以下「優秀賞者」という。）及び次点の設計者を選定する。

(4) 審査講評及び審査経過の公表

審査委員会は、審査の結果、講評及び審査経過について、第2次審査終了後、速やかに公表する。

- (5) 審査委員会事務局
 審査委員会の事務局は、建設課がこれに当たる。

9 選定のスケジュール及び手続

(1) 選定スケジュール

| | |
|-------------------|---|
| 平成28年1月14日(木) | 審査委員委嘱状交付、第1回審査委員会 (実施要領原案、運営要領原案等の審議) |
| 1月18日(月) | プロポーザル公告 |
| 1月18日(月)～1月29日(金) | 実施要領、資料配布期間 |
| 1月18日(月)～1月29日(金) | 質問受付期間 |
| 2月5日(金) | 質問回答 |
| 2月12日(金) | 参加表明書提出期限 |
| 2月24日(水) | プロポーザル提案図書提出期限 |
| 3月1日(火) | 第2回審査委員会(第1次審査:5者程度選考) |
| (審査委員会翌日) | 第1次審査結果通知 |
| 3月27日(日) | 第3回審査委員会 (第2次審査:プレゼンテーション、ヒアリング、質疑、審査) |
| (審査委員会翌日) | 第2次審査結果通知 |
| 3月末 | 結果発表、ホームページ掲載 |

- (2) 実施要領、説明資料等の配布場所
 南三陸町建設課
 南三陸町ホームページからダウンロードも可能とする
<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp>
- (3) 質問受付の期限及び質問の方法
 ア 提出期限 平成28年1月29日(金)午後5時
 イ 提出方法 所定の質問書に質問事項を記載の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、持参以外の場合は、提出期限までに到着したのものについてのみ受け付ける。
- (4) 質問の回答
 ア 回答日 平成28年2月5日(金)
 イ 回答方法 平成28年1月29日(金)までに参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して電子メールで回答を送信する。
- (5) 参加表明書の受付
 ア 提出期限 平成28年2月12日(金)午後5時
 イ 提出方法 所定の書面により、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送

の場合は、提出期限までに到着したものについてのみ受け付ける。

(6) 提案書の受付

ア 提出期限 平成28年2月24日(水)午後5時

イ 提出方法 参加表明書及び質問書を除いた全ての図書を郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到着したものについてのみ受け付ける。

ウ その他 提案は各者1点に限る。

(7) 第1次審査通過者の通知

第1次審査の終了後、速やかに、応募者全員に審査結果を通知する。なお、第1次審査の通過者へは、第2次審査の会場、時間等も併せて通知する。

(8) 第2次審査の出席者

第2次審査の出席者は、総括責任者及び意匠担当主任技術者他1名の、計3名までとする。

(9) 第2次審査の結果通知

第2次審査の結果は、第1次審査通過者全員に通知する。

(10) 審査の結果、講評及び審査経過の公表

審査の結果、講評及び審査経過については、第2次審査終了後、速やかに南三陸町ホームページ等において公表する。

(11) 優先交渉権者との契約手続

南三陸町は、優秀賞者を設計契約優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)として、当該者との契約手続を進める。なお、優先交渉権者との交渉が不調となった場合には、次点の設計者との契約手続を行う。

10 参加資格等

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年南三陸町訓令第37号)による指名停止期間中の者でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を受けている者であること。かつ、社員(公告日において雇用期間が3か月以上である者に限る。)として構造設計1級建築士及び建築設備士を有し、これらの設計業務も行える者であること。なお、複数者の協定による連合体も認める。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 図書館、公民館又は類似施設の設計及び監理実績を過去10年間で2件以上有し、

そのうち1件は延べ床面積が1,000㎡以上であること。

1.1 その他

- (1) 次の事項に該当した者は、失格となる場合がある。
 - ア 参加資格条件等に該当しない場合
 - イ 参加表明書又は提案書の提出が期限より遅れた場合
 - ウ 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の記載をした場合
 - オ 記載事項に示されている以外の内容が記載されている場合
 - カ 第2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの開始時刻に遅れた場合
 - キ 審査委員に対し、審査に影響を及ぼす接触等を行った場合
- (2) 提出書類は全てコピーとし、指定された大きさとする。なお、提出資料として示したものの以外の資料、図面等は受け付けない。
- (3) 提案書に記載された総括責任者及び主任技術者は、原則として変更することはできない。なお、特別な理由がある場合には、申し出ることができる。
- (4) 提案書は、フラットファイル(A4版、縦綴、2穴)に編綴の上、提出すること。なお、ファイルの表裏面には、件名、社名等は記載しないこと。
- (5) 提出された提案書は、審査以外の目的では使用しない。ただし、第2回審査委員会で第1次審査通過者となった者の提案書については、第3回審査委員会の終了後、南三陸町ホームページ等で公表する。
- (6) 提出書類は、原則として返却しない。
- (7) 審査結果についての異議申立ては、認めない。
- (8) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

1.2 配布資料

- (1) 南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル実施要領
- (2) 南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計プロポーザル審査委員会運営要領
- (3) 南三陸町生涯学習センター整備基本構想
- (4) 南三陸町震災復興計画(概要版)
- (5) 南三陸町バイオマス産業都市構想
- (6) 南三陸町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針
- (7) 都市計画図書1式
- (8) 敷地図(周辺道路計画図含む)
- (9) プロポーザル応募様式1式
 - ・参加表明書 様式1
 - ・質問書 様式2

- ・ 提案書（表紙） 様式 3
 - ・ 会社の業務実績、概要と技術者の状況 様式 4
 - ・ 図書館、公民館又は類似施設の設計及び監理業務の実績 様式 5
 - ・ 予定される設計担当者の経歴と業務実績 様式 6
 - ・ 総括責任者及び意匠担当主任技術者の設計業務の実績 様式 7
 - ・ 施設設計に当たっての考え方に関する提案 様式 8
- ※様式をダウンロードする場合は、南三陸町公式ホームページ「入札契約情報」を参照のこと。

1.3 提出書類等

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 様式 1
- イ 提案書
 - ・ 提案書（表紙） 様式 3
 - ・ 会社の業務実績、概要と技術者の状況 様式 4
 - ・ 図書館、公民館又は類似施設の設計及び監理業務の実績 様式 5
 - ・ 予定される設計担当者の経歴と業務実績 様式 6
 - ・ 総括責任者及び意匠担当主任技術者の設計業務の実績 様式 7
 - ・ 施設設計にあたっての考え方に関する提案 様式 8
 - ・ 様式 8 を拡大した図（A 1 版）

(2) 提出部数

- ア 参加表明書 1 部
 - イ 提案書 10 部
- 提案書は、1 部のみ参加表明者の名称を記載すること。
 様式 8 は、A 3 版 2 枚以内とする。
 様式 8 を拡大した図は 1 部とする。